

## 平成 28 年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 平成 28 年 10 月 14 日（金）10：00～12：00
- 2 場 所 いわき市中央公民館 1 階大会議室（いわき市）
- 3 出席者 伊澤町長、金田副町長、半谷教育長、武内総括参事、舶来総務課長  
平岩復興推進課長、板倉秘書広報課長、猪狩建設課長、志賀産業課長、  
松本住民生活課長、橋本健康福祉課長、志賀生活支援課長、井戸川戸  
籍税務課長、山本会計管理者
- 4 町民出席者 24 人

### 5 町長あいさつ概要

本年 3 月で避難指示解除準備区域の浜野、両竹地区の本格除染が終了するとともに「双葉町内復興拠点基本構想」が決定され、双葉町も具体的な復興のまちづくりに向けた拠点整備が開始できる環境が整った。

今年度まずは、双葉町の働く拠点として、産業用地や共同事業所等を確保し、町内事業者の事業再開や企業誘致の受け皿とするため、中野地区復興産業拠点の基本設計、測量地質調査を実施している。

### ○町内復興の取り組みについて

- 1) アーカイブ拠点施設については、8 月 29 日に県の新生ふくしま復興推進本部会議において要望どおり双葉町への整備が決定した。県と十分な協議を重ね未曾有の複合災害の情報発信拠点にふさわしい施設となるよう整備を求めている。県では、東京オリンピックが開催される平成 32 年までの完成を目指している。
- 2) 東日本大震災の大津波により壊滅的な被害を受けた海岸堤防の災害復旧工事が福島県により着工されている。平成 30 年度に完成予定であり、完成すれば津波のリスクが大幅に軽減され、今後の町の復旧復興に弾みがつくものと確信している。
- 3) 復興祈念公園については、昨年 4 月に福島県が双葉町、浪江町の沿岸部（中野・両竹地区）に設置することを決定した。
- 4) 寺沢地区に設置される復興 IC については、平成 31 年度の供用開始を目指し、除染が完了し、説明会を経て用地取得手続きを進められるよう作業を進めている。  
また、復興 IC のアクセス道路となる県道井手長塚線、町道久保前・中浜線ほか 2 路線を町の復興シンボル軸と位置付け早期改良整備について県に求めている。
- 5) 復興まちづくり計画（第二次）を策定するにあたり、町民の皆さまのご意見を計画に反映させるため、復興町民委員会を開催し、第一次計画の二本の柱である「町民一人一人の復興」と「町の復興」に対応する形で「人の復興部会」と「町の復興部会」を設置し、これまで 3 回にわたり議論を重ねてきた。今後は、復興町民委員会でより具体的な検討を重ね、年内までに復興まちづくり計画（第二次）の策定を行い町が抱える諸課題の一つ一つに確実に取り組み、目に見えるようにしていく。

また、このような復興まちづくりの取り組みについて、事業の迅速かつ確実な具体化を図るため、9 月 6 日に、町が行う復興拠点等の整備に係る計画、調査等に関し、技術的な助言や提案、ノウハウの提供その他の技術支援を受けることを内容

とした「双葉町復興拠点の整備等の復興まちづくりの推進に向けた覚書」を独立行政法人都市再生機構と取り交わした。

○除染を含めた帰還困難区域の取り扱いに関する考え方について

帰還困難区域を有する市町村の要望や与党の提言（「東日本大震災復興加速化のための第6次提言～H28、8、24自民党、公明党」）を受けて、国の原子力災害対策本部及び復興推進会議において帰還困難区域の取り扱いに関する方針が8月31日に決定した。

これによれば、町は帰還困難区域内に復興拠点を設け、整備計画を策定、国は、関連する法制度の整備を行うとともに平成29年度から必要な予算を確保し、地域の中でも先行して整備を進めることとされている。

○中間貯蔵施設について

- 1) 町民会議や行政区長会等でご議論いただいた県内の教育施設の除染廃棄物の町有地への一時仮置きについては、計画どおり伊達市、相馬市、新地町、本宮市、二本松市、桑折町、国見町からの搬入を行っている。
- 2) 中間貯蔵施設の地権者対応として、環境省では地権者の方に同行いただき土地及び物件調査を行っており、9月30日現在、166名の町民が契約したとの報告を受けている。今後も環境省に対して地権者への丁寧な説明を引き続き強く求めていく。
- 3) 中間貯蔵施設の一部本格施設の着工については、環境省から、構造や放射線安全に関する基本的な内容について説明を受けており、9月15日の議会全員協議会でも議会として説明を受けている。町としては中間貯蔵施設の整備事業が安全かつ円滑に実施されるよう、今後も環境省から施設の詳細な内容等について確認していく。
- 4) 「中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金」いわゆる「生活サポート補助金」が今年度から事業を開始する。避難生活により発生する移動経費や就業に向けての職業訓練や資格取得のための受講費、風評被害緩和対策としての福島県内産品の購入費、高齢者等の日常生活に係る交通費の支援等の事業を実施し、町民の皆さまが今後10年間の経済負担を少しでも軽減できるよう運用するもの。

○一時帰宅時の休憩施設について

9月10日から双葉駅に隣接するコミュニティセンター内にも一時立入時の休憩所が開設。一階の多目的スペースを開放し、水洗式トイレや飲料水の提供が可能になっているので、一時帰宅の際には利用してほしい。

また、中野地区にある除染請負業者の現場事務所の一角に町の休憩所「双葉町ふれあい広場」も設置してあるので休憩等に利用していただきたい。

○東電賠償について

東電賠償の未請求者は48名に減少している。まだ未請求者がいることから、東京電力に対して未請求者解消を要望している。さらに、町民の被害実態に沿った、迅速・確実・十分な賠償の実施を引き続き求めていく。

## ○復興公営住宅について

復興公営住宅の第4期追加募集までの入居決定状況については、7月末現在、県内31カ所の復興公営住宅で238戸、372人となっている。

双葉町民が専用で入居する最大の戸数を確保した、いわき市勿来酒井地区に平成29年度後期入居開始を目指して建設を開始している復興公営住宅は、全体整備計画戸数180戸のうち、第4期追加募集を行った木造戸建て住宅72戸に対して69戸の入居が決定している。今後も引き続き、県ともに連携して復興公営住宅への入居促進に取り組んでいく。

施設エリアには、双葉郡立診療所、高齢者サポート拠点、集会所、広場、公園、共同店舗も併設して整備予定。

いわき市勿来酒井地区の基盤整備工事については、8月末現在の進捗率が30%になっているとの報告を受けている。

## ○その他

1) 現在、医療費の一部負担等の免除、高速道路通行料金の無料措置が実行されているが、来年度以降も継続されるよう、国、及び関係機関に働きかけていく。

2) 埼玉県加須市との友好都市盟約締結式についてお知らせ。

埼玉県加須市におかれては平成23年4月1日から約1,400人の双葉町民と役場機能の設置を受け入れてくれるとともに、物心両面にわたり支援をしていただいた。役場機能をいわき市に移し、旧騎西高校を閉鎖した後も騎西総合支所に埼玉支所を置かせていただき、現在も約500人が加須市で避難生活を送っており、継続的な支援をいただいている。このようなご縁を大切に、今後も加須市との交流の輪を広げ、友好の絆を一層強くすることを目的として、友好都市の盟約を11月3日に締結する。

盟約式はいわき市植田において執り行い、大橋市長様はじめ市議会議員の皆さまにも出席していただく。

- (1) 双葉町復興まちづくり計画（第二次）の策定状況について説明（平岩復興推進課長）
- (2) 生活サポート補助金申請・請求関係、町共同墓地整備等について説明（松本住民生活課長）
- (3) 町立学校の状況について説明（半谷教育長）

## 6 懇談概要

(男性)

現在実施されている賠償について、今後の見通しはどのようなになっているか。

(伊澤町長)

東京電力では、原子力災害賠償法等により賠償が実施されている。町としては、最低基準であると考えて、町の被害実態に応じた柔軟な賠償を実施するようこれからも要請していきたい。東京電力が各市町村等の関係団体からの意見集約を実施していくとのこ

とから、町としても町民の被害実態に即した賠償がなされるように引き続き要請していく。帰宅困難区域が解除され、帰町が約束されているわけではないことから避難状況が続くことが考慮されるべきである。

(男性)

休憩施設で食事ができるように整備してほしい。町民が帰町したいと思うような復興公営住宅を建設するべきではないか。また、生活サポート補助金の一括払いについて検討が必要なのではないか。

(伊澤町長)

町のコミュニティセンターの特別な措置についてこれからも検討、要請していきたい。復興住宅については、毎年見直しを実施し、ご指摘の点も考慮していきたい。町としても帰町した町民の方にある程度アドバンテージ（優位性）が必要だと考えている。

生活サポート補助金を一括で交付することは制度的に非常に難しく、例を見ない取り組みであることから今後どのように活用できるか検討が必要だと考えている。

(男性)

- ・資料にあった5年とはいつから起算したものか。
- ・5年後に帰還困難区域から外れたときに、町としてはどのように考えているか。
- ・15年、20年先のことを推定するのは難しいかもしれないが、どのくらいの数の町民が帰町すると考えているか。また、このような会議の場に若者がいないのはどうしてか。

(金田副町長)

今回国から示された方針は、あくまで基本方針であり、これから具現化するために法整備等が実施される。その後具体的にどのエリアが復興拠点として国から認定されるかということになる。5年の起算日については、国から認定を受けたときから起算して5年である。

(伊澤町長)

- ・帰還困難区域の見直しによる避難指示解除については、今後仮に5年後に双葉町が避難指示解除が国から提示される場合、住民の皆さんが総合的に生活できる環境でなければ受け入れることはできない。国の一方的な考え方で、町がそれを受け入れるという考えは持っていない。十分に議論を尽くして、町民の皆さんが色々な方面、方向が見えたときに意思決定をするべきだと考えている。
- ・双葉町については、昨年意向調査によると全町民の約13パーセントが帰町の意思を示している。まだ判断が出来ないという方は20数パーセント。その中でも戻らないという判断をされていた方が半数近くいた。ただ、町民の皆さんだけが戻るということではなく、中野地区の復興拠点に双葉町の事業者やさまざまな事業者に入っただいて雇用につながる取り組みをしていくこと考えている。また、産業復興地点の就業者や、廃炉作業に関わる人材育成、研修施設等をエリアで取り組んでいきたい。戻って生活をするだけでなく、このような作業に携わる人たちがかなりの人数になる。まずは産業の拠点を先行して整備にあたりたい。
- ・若い世代の会議等への参画は、当然考慮していかなければならない。我々の次の世代へのバトンを繋いでいく取り組みもしていきたい。

(男性)

中間貯蔵施設について、現在の土地の買収状況及び町有地の扱いをどう考えているか。

(伊澤町長)

環境省で土地の所有者と同行し、土地・物件調査を実施している状況である。正確な数字については、9月30日現在で契約した町民の方は166名。町有地の判断については、地権者の皆さんが判断された後、議会等で議論をしながら検討していく予定。町独自の判断をする予定はない。

(猪狩建設課長)

大熊町・双葉町を合わせて登記簿に氏名が記載のある方が2,360名、うち双葉町が820名。そのうち連絡先等判明している方が1,640名、うち双葉560名。物件調査の承諾を受けているのが合わせて1,410件、うち双葉が480件。調査済のケースが1,260件、双葉が440件。契約されている方が166名、面積が62.8ヘクタールとなっており、中間貯蔵施設予定地の全体面積の12.6%を取得している状況。

(男性)

中間貯蔵施設内の地権者の住民票の扱いについて説明してほしい。

(伊澤町長)

本来ならば総務省がしっかりと方向性を示すべきところだが、まずは住民の意向を優先すべきだと考えている。双葉町に残りたいという意思を示した方には、双葉町に継続して住民票を置くことができると確約されている。

(男性)

共同墓地の区画の区画数、一区画の寸法について聞きたい。

(松本住民生活課長)

区画数は、約300区画から400区画、寸法については、縦3メートル、横2メートルを予定している。全体の面積が6,000平方メートル、その中で駐車場等の設備も必要なことから現在基本設計中である。